

【一般会計財務書類 注記】

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの…取得原価

取得原価が不明なもの：再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得原価が判明しているもの…取得原価

イ 取得原価が不明なもの…再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のあるもの

作成基準日時点における市場価格（時価）により計上しています。

② 市場価格のないもの

取得原価により計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 6 年～75 年

物品 4 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

※耐用年数を経過したものは、備忘価額 1 円として計上しています。ただし、無形固定資産については備忘価額を計上していません。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額のうち、それぞれ本会計年度の期間に対応する額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4に規定する歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。

なお、上記には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すことになると認められる部分については固定資産として計上しています。

なお、判断が困難なものについては、取得に要した経費が60万円未満であるものを、修繕費として処理しています。

Ⅱ 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計財務書類の対象範囲

一般会計

② 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規程により出納整理期間が設けられており、当該年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 財務書類の表示単位

記載金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.5%	—

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 754,946,950 円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲と金額

- ・ 範囲：次年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- ・ 金額：なし

② 減債基金に係る積立不足の有無等

積立不足はありません。

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれること
が見込まれる金額

金額：6,607,641 千円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

標準財政規模	4,902,508 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	639,790 千円
将来負担額	8,629,923 千円
充当可能基金額	6,801,380 千円
特定財源見込額	0 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	6,607,641 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

・ 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

・ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

業務活動収支	±	984,660,269 円
支払利息支出	+	14,031,785 円
投資活動収支	±	△762,337,453 円
基金積立金支出	+	489,360,431 円
基金取崩収入	△	△83,665,612 円
基礎的財政収支		642,049,420 円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	11,582,091,111 円	11,371,196,098 円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0 円	0 円
繰越金に伴う差額	△307,557,070 円	0 円
資金収支計算書	11,274,534,041 円	11,371,196,098 円
歳入歳出決算書と資金収支計算書との差額	0 円	0 円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	984,660,269 円
投資活動収入の国県等補助金収入	86,829,600 円
減価償却費	△762,153,214 円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△3,228,172 円
退職手当引当金繰入額（増減額）	58,345,000 円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△373,041 円
資産売却益	1,996,909 円
資産除売却損	0 円
未収債権、未払債務等（その他増減額）	△104,894,461 円
純資産変動計算書の本年度差額	261,182,890 円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

- ・ 一時借入金の限度額 : 800,000 千円
- ・ 一時借入金に係る利子額 : なし

以上